

室蘭市パートナーシップ宣誓制度(素案)について

1 制度の趣旨

性的マイノリティの方が抱える日常生活の困難や生きづらさの軽減を図り、さらに、市民一人ひとりが多様な性や生き方を認め合い、誰もが個性や能力を発揮できる共生社会の実現を目指し、パートナーシップ宣誓制度を導入します。

2 制度の概要

性的マイノリティの当事者の方を含む 2 人のカップルが、お互いを人生のパートナーとして、日常生活において相互に協力し合う関係であることを宣誓し、市が両者に対して証明書(パートナーシップ宣誓書受領証及び受領証カード)を交付する制度です。

この制度は法律上の効果(婚姻や財産の相続、税金の控除等)が生じるものではありませんが、夫婦と同じように共同で生活しているものの、対外的に証明できず、生きづらさを抱えている性的マイノリティの方の困難の緩和と性の多様性への社会理解の促進を目指すものです。

3 宣誓をすることができる方

パートナーシップを宣誓するには、以下の項目を全て満たしている必要があります。

- ① 一方または双方が性的マイノリティである 2 人のカップルであること(戸籍上の性別は問わない)
- ② 双方が成年に達していること
- ③ 一方または双方が市内に住所を有する又は転入を予定していること(概ね3か月以内)
- ④ 双方に配偶者または双方以外にパートナーシップ関係がないこと
- ⑤ 互いに近親者(養子縁組を除く)ではないこと

4 宣誓手続きの流れ

(1)事前予約

・宣誓を希望する日の 7 日前までに、電話やメール等で宣誓日時を予約していただきます。

(2)宣誓当日

- ・予約した日時に、必要書類を持参して、宣誓する二人でお越しいただきます
- ・必要書類を確認後、市の職員の立ち会いのもと、パートナーシップ宣誓書に署名して提出していただきます。
- ・宣誓は、地域生活課執務室で行います。希望がある場合は、別室を用意するなどプライバシーに配慮します。
- ・生計を一にする未成年の子の氏名等を受領証に記載することが出来ます。ご希望の場合は、必要書類とともに「子に関する申出書」を提出して下さい。

(3)パートナーシップ宣誓書受領証等の交付

・パートナーシップ宣誓書受領証及び受領証カードを、二人それぞれに交付します。(即日交付)

5 宣誓手続きに必要な書類

- ① 現住所を確認できる書類(住民票の写し又は住民票記載事項証明書)
- ② 独身を証明する書類(戸籍抄本又は独身証明書等)
- ③ 本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード等)
- ④ その他、市長が必要と認める書類
 - ・室蘭市に転入を予定していることがわかる書類
 - ・通称名の使用を希望される場合は、日常生活で通称名を使用していることが確認できる書類
 - ・受領証に未成年の子の氏名等の記載を希望される場合は、戸籍謄本など子と宣誓者の関係を確認できる書類

6 宣誓書受領証及び受領証カードの再交付

次に当てはまる場合は、パートナーシップ宣誓書受領証及び受領証カードを、再交付します。

- ① 紛失、汚損したとき
- ② 氏名等の変更があったとき

7 宣誓書受領証及び受領証カードの返還

次に当てはまる場合は、宣誓書受領証及び受領証カードの返還が必要です。

- ① パートナーシップを解消したとき
- ② 一方が死亡したとき
- ③ 双方とも市外転出する等、宣誓の要件を満たさなくなったとき(連携協定を締結している自治体に転出し、継続使用申請書を提出するときを除く)
- ④ その他、市が規定する宣誓の要件に該当しなくなったとき

8 宣誓後の取り消し

次に当てはまる場合は、宣言等が無効となります。

- ① 宣言者がパートナーシップを形成する意思がないとき
- ② 宣言書等の内容に虚偽があったとき
- ③ 市が規定する宣誓の要件に該当しなくなったとき

9 自治体間での相互利用

パートナーシップ制度を利用されている方が転出する際に、転出先で新たにパートナーシップ制度の手続きを行う負担を軽減するために、パートナーシップ制度を導入している自治体との連携協定の締結に努めます。

連携協定を結んでいる自治体間の場合は、転出先に「継続使用申請」を行っていただくことで、転出先でも受領書等をそのまま使用することが出来ます。

10 その他

- ① 宣誓書受領証及び受領証カードの発行による手数料はかかりません。ただし、必要書類の取得に関する手数料は自己負担となります。
- ② 市は、本制度の趣旨が十分に理解され、公平かつ適切な対応が行われるよう、庁内関係課と連携して市民や事業者への周知、啓発に努めます